

事務事業移管等準備室

区政会館だより

No.58～No.72

「平成6年度清掃局派遣研修報告書」 まとまる！

特別区制度改革実現のための「第3次行動計画」に基づき行われた『平成6年度清掃局派遣研修』の報告書が、3月末にまとまりました。

清掃局派遣研修は、昨年4月から1年間、23区の係長・主任級の職員（各区1名）を清掃局に派遣し、派遣先職場での実務研修を初め、ごみ収集作業の体験学習や施設見学等を行ってきました。研修生は、各職場での実務を通じて学んだことを中心に、毎月、研修成果をレポートとしてまとめてきました。

この「報告書」は、これらのレポートを研修生自らがテーマ毎に整理し、編集委員会（6名の研修生で構成）で、排出から最終処分までのごみの流れに沿って編集したものです。

内容は、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分のほか、施設の整備や人事制度にもわたり、都が行っている清掃事業の全体像の概略をまとめて

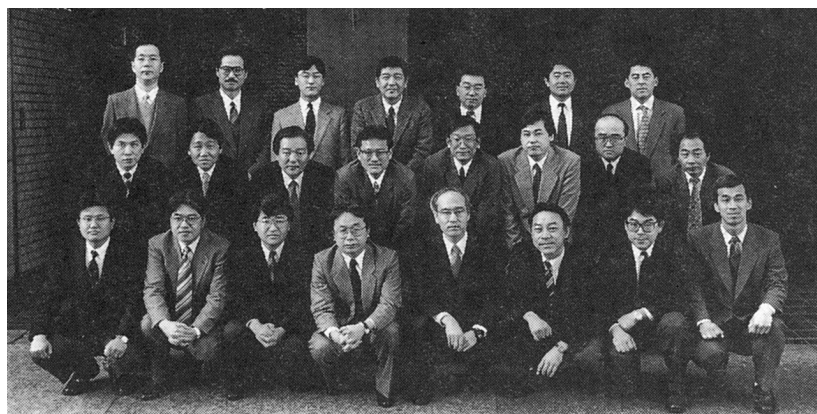
おり、A4判で400ページ近くのものとなっています。

特別区は、平成12年に予定されている清掃事業の移管に向け、体制整備を着実に進めていかなければなりません。

また、清掃事業への認識をさらに深め、地域に根ざした事業展開を検討していく必要があります。

この、「報告書」が今後の各区の受入れ準備作業や清掃事業に対する理解促進に向け、積極的に活用されることを期待しています。

※制度改革推進室は、4月1日から「事務事業移管等準備室」に名称が変わりました。



派遣された23名の研修生

平成7年4月

No.61

清掃事業移管のポイント

清掃事業移管のポイント①

清掃事業移管の経緯(1)

平成7年1月 No. 58

清掃事業は、地域の実情や住民ニーズに即して適切に対応しなければならない最も住民に身近な事務です。

また、緊急の課題となっているごみ問題解決に向け、ごみ減量化など、地域からの取組を住民と一体となって進めるためにも、特別区への清掃事業の移管が急がれます。

特別区制度改革は、清掃事業の移管が最大の懸案となっていました。昨年末までに、「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」が都区で合意され、都の労使合意も決着をみました。これにより、特別区制度改革は、法改正実現に向けて、大きく動きだしました。

そこで、今号から制度改革実現への最大の要素となっていた清掃事業の移管について、シリーズで紹介していきます。

まず今回から3回に分けてここに至るまでの経緯の概略をお知らせします。

清掃事業移管の経緯

①特別区の事務への位置づけ

特別区の区域における清掃事業は、都制発足後、戦中・戦後の一時期を除いて、都が一体とし

て行ってきました。

昭和39年の地方自治法改正において、汚物の収集及び運搬に関する事務は、特別区の事務となりながら、施行されませんでした。

また、昭和49年の地方自治法改正においても、特別区は原則として市並みの事務及び保健所設置市の事務等処理することとなったにもかかわらず、このときも一般廃棄物の「収集・運搬」については、別に法律で定める日まで都に留保されました。

②清掃事業移管問題協議会の発足

特別区は、自治権拡充の一環として「収集・運搬」の事務の移管を求めてきました。昭和56年、特別区からの提案を受け、都区検討委員会の下部組織として、「清掃事業移管問題協議会」が設置されました。

協議会では、「収集・運搬」を特別区に移管するとした場合における問題を整理し、解決のための基本的方向を検討しました。検討結果は、昭和59年に清掃事業移管問題協議会最終報告というかたちでまとめられました。

③都区制度改革の基本的方向

清掃事業移管問題協議会の報告は、都制度調査会報告にも取り入れられ、昭和61年、「都区制度改革の基本的方向」として都区合意に繋がりました。

これにより、特別区に一般廃棄物の「収集・運搬」を移管するなど、特別区制度改革の方向づけがされました。

④第22次地方制度調査会答申と都区制度改革に関する中間のまとめ

平成2年に出された第22次地方制度調査会答申では、「都区制度改革の基本的方向」に掲げられている事項については、おおむねその方向で、特別区に移譲すべきであるとされました。

そこで、この答申を具体化するため、都区双方で検討を進め、平成4年、「都区制度改革に関する中間のまとめ」を策定しました。

ここでも、清掃事業の移管範囲は、法律の規定どおり「収集・運搬であり、「処理・処分」は都に残すということが都区の共通認識でした。

前号でも触れたように、平成4年の「都区制度改革に関する中間のまとめ」は、清掃事業のうち、一般廃棄物の「収集・運搬」を特別区が行い、「処理・処分」は都で行うという法律の規定に沿った内容でした。

⑤「中間のまとめ」にとらわれずに行われた都の労使協議

22次地方制度調査会の答申では、清掃事業の移管にあたって、関係者間の意見の一致が求められていたことから、都は職員団体等と協議を開始しました。

協議の間では、大都市における清掃事業のあり方論から検討されました。その結果、「中間のまとめ」にとらわれず、収集から最終処分まで一貫して責任を果たすことを原則とし、資源循環型への転換を提起する「清掃事業の基本的あり方」が、平成5年4月、労使での共通認識としてまとめられました。

⑥不退転の決意を示す「第3次行動計画」

特別区としては、「基本的あり方」以後都の労使協議の進展を見守り、都からの正式提案を待っていました。

しかし、協議はなかなか進展せず、都からの新たな提案もないまま、5年8月に予定されていた最終素案の取りまとめも見送られました。

ここに至って、特別区は平成7年4月の制度改

革実現にこれ以上の遅れは許されない、との認識から平成5年10月に「第3次行動計画」を策定しました。

その主な内容としては、

- (1) 清掃事業の現状把握を目的とした都清掃局への派遣研修等の実施
- (2) 基本的考え方を構築するための「特別区の清掃事業のあり方」の検討
- (3) 受入れに向けた積極的PRの3点から成っています。

特に、基本的考え方の構築では、特別区制度改革推進委員会（部長級で構成）の下に「資源循環部会」、「自区内処理部会」（いずれも課長級で構成）を設置し、それぞれ検討を進めることとしました。

⑦特別区が独自に検討した「特別区における清掃事業の基本的あり方」

第3次行動計画に基づき検討を進めてきた「特別区における清掃事業の基本的あり方」が、平成6年4月、制度改革推進本部（区長で構成）で了承されました。

これは、特別区がめざす清掃事業のあるべき姿を示したものであり、従来型の清掃事業を資源循環型へ転換し、自区内処理の原則を実現していくとするものです。そして移管までに準備すべき現実的な対応として、

- ① 資源化関連施設の整備
- ② 直営車の車庫整備

- ③ 全量中間処理体制の実現
- ④ 最終処分場の確保
- ⑤ 総合的な調整方法の確立が挙げられています。

これらの実現には、都区間の役割分担や適切な財源措置を含む短期的な計画と、あるべき姿に至るまでの中・長期的な計画が不可欠であり、各区での計画策定が緊急の課題となりました。

前回は、特別区が第3次行動計画に基づき、清掃事業全般にわたる基本的考え方を構築したところまで説明しました。

⑧「清掃事業の具体的あり方」

平成6年2月、都の労使は、前年4月の「あり方」をふまえ、「具体的あり方」を取りまとめ、

- (1) 資源循環型清掃事業への転換
- (2) 自区内処理の原則
- (3) 一貫性の確保

等について確認しました。

移管時期等については、まだ労使間で意見が異なるものの、都はいよいよ移管案の策定作業に入ることとなりました。

⑨「特別区における清掃事業の実施案」

清掃事業の特別区への移管は、平成6年5月24日の臨時区長会を境に、新たな段階に入りました。この日、都は区長会に対して「実施案」を示し、これをもとに特別区や関係者（職員団体等）と協議したいという提案を行いました。清掃事業の移管範囲をこれまでの収集・運搬から、処理・処分まで拡大する新たな提案です。

焦点の清掃事業移管の時期については、各区の円滑な事業の運営のために、次の3点の条件整備が完了する時点を判断要素としていました。

- (1) 直営車庫の整備
- (2) 可燃ごみの地域処理が可能な全量焼却体制の構

築

- (3) 新海面処分場の供用開始

この新提案に対し、区長会と議長会は協議を重ね、6月28日の合同会議において「実施案」を基本的に了承しました。

ここに特別区は、清掃事業の移管に向けて大きな一歩を踏み出し、都区は「実施案」をもとに双方の検討結果を取りまとめることとなりました。

⑩「都区制度改革に関するまとめ」（協議案）

8月19日に、都は都区制度改革全般に関する検討・協議の結果を取りまとめた「最終素案」を提示しました。

先の「実施案」と比べると、清掃事業移管の内容は雇上車両関係の事務や職員の身分取扱等、幾つかの点で変更があります。また、移管時期については、条件整備が整う平成12年4月に行うと初めて明記されました。この日から、区長会と議長会は4回にわたる慎重な検討を重ね、9月9日の合同会議において「最終素案」を了承し、都知事に対して正式に回答を行いました。

この最終素案は都区制度改革推進委員会において「都区制度改革に関するまとめ」（協議案）としてまとめられ、9月14日に自治省へ提出されました。

「清掃事業移管のポイント」これまでの経緯

S.39 年	地方自治法改正（収集・運搬事務が区の事務となるが、移管されず）
S.49 年	地方自治法改正（収集・運搬事務は都に留保）
S.56 年	都区で「清掃事業移管問題協議会」を設置
S.59 年	「清掃事業移管問題協議会最終報告」
S.61 年	都区で「都区制度改革の基本的方向」を合意
H. 2 年	「第22次地方制度調査会答申」
H. 4 年	都区双方で「都区制度改革に関する中間のまとめ」を策定
H. 5 年	4月 都労使間で「清掃事業のあり方」（基本的あり方）を取りまとめ
10月	区が「第3次行動計画」を策定
H. 6 年	2月 都労使間で「清掃事業のあり方」（具体的あり方）を取りまとめ
4月	区が「『特別区における清掃事業』の基本的あり方」を取りまとめ
5月	都が「特別区における清掃事業の実施案」を提案
8月	都が「都区制度改革に関する最終素案」を提示
9月	都区で「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を合意
10月	都区で「具体的行動計画」を取りまとめ
12月	都知事と区長会会長が自治大臣に関連法の改正を正式要請

⑪「具体的行動計画」

一方、各区は清掃事業のあるべき姿をめざす計画の策定を進め、10月に都区で「具体的行動計画」を取りまとめました。

この後、12月に都と関係者との協議に意見の一致が見られ、都知事と区長会会長は、正式に自治大臣に関連法の改正要請を行いました。

今号から6回に分けて、昨年9月に都区が正式に合意した「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」の中から、清掃事業の移管に係る部分について紹介します。

今回は、(1)これからの清掃事業の基本的考え方、(2)移管の範囲、(3)移管の時期、の3点について説明します。

(1)これからの清掃事業の基本的考え方

◎特別区における清掃事業の実施にあたっての基本的考え方

①「資源循環型清掃事業への転換」

清掃事業を地球環境保全・ごみの減量化の観点から、ごみの発生抑制・リサイクルを中心とした資源循環型に転換し、新しい社会システムの構築をめざすとともに、資源化の徹底後に最終的に排出されるごみについても、より一層の適正処理を進めることとしています。

この新しいシステムの下では住民や企業がそれぞれの責務を果たすとともに、資源循環型清掃事業への転換に向けて、住民、企業、行政が一体となって総合的に取り組んでいかなければならないとしています。

②「自区内処理の原則」

清掃事業はどの自治体が行うのであれ、自区内処理」が原則であり、特別区が清掃事業を行う場合にも、住民に第一義的に責任を負う基礎的自治体として、この原則は適用されるとしています。

しかし、直ちにはこの原則を適用できない状況と経緯があることから、自区内から出るごみに対して責任を果たす具体的・現実的な目標を明確にし、そこに至る道筋を明らかにし、区民の期待に添えていくことが必要であるとしています。

(2)移管の範囲について

①市町村(長)の事務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という)で市町村(長)が行うこととされている事務の全て(一般廃棄物処理では収集・運搬・中間処理・最終処分)を特別区(長)の事務とするとしています。

②保健所設置市(長)の事務

廃掃法で保健所設置市(長)が行う事務のうち、環境衛生指導員の設置に関して、その職務のうち産業廃棄物に関する事務並びに一般廃棄物処理施設の維持管理指導及び立入検査を除いて特別区(長)の事務とします。

なお、産業廃棄物に関する指導・許可等の事務及び一般廃棄物処理施設の許可等の事務は、産業廃棄物行政の広域性や一般廃棄物処理施設が産業廃棄物処理施設を兼ねている場合が多いことから都の事務としています。

(3)移管の時期について

特別区が円滑な清掃事業を行うために必要となる、①直営車の車庫整備、②地域処理(清掃工場

未整備の特別区と工場の処理能力に余裕のある隣接特別区等が委託処理協定を締結し、ごみを処理すること)を図れる程度の可燃ごみの全量焼却体制、③新海面処分場の供用開始の3点の体制整備が整う平成12年4月を移管時期としています。

このため、特別区としては、すでに具体的行動計画を策定し、11年度末までに直営車庫を整備することを明らかにしています。直営車庫が必要となる区は、今後移管までに着実にその整備に取り組んで行かなければなりません。

前回から、「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」の清掃事業の移管に係る部分を紹介しています。

今回は、清掃事業の移管に伴う特別区における体制整備と、清掃事業の実施に必要な施設や財源などについて解説します。

内容に入る前に、ごみがどのように処理されていくのか、協議案の理解に役立つので、若干前置きます。

ごみは、収集・運搬・中間処理・最終処分順に流れていきます。まず、集積所に出されたごみは、収集職員によって収集され、ごみ収集車に積み込まれます。収集されたごみは、清掃工場や埋立処分場などの搬入先に運搬されます。搬入先が遠い地域には、中継施設が設置されているところもあり、大型車両や船舶に積み替えて運搬しています。

さて、ごみを運搬する車両には、清掃局の車両と民間会社の車両の2種類があるのをご存じでしょうか。見分け方は、ナンバープレートと車両の側面に書いてある文字で判ります。清掃局の車両は、白ナンバーで側面には「東京都清掃局」と書いてあります。民間会社の車両は、緑ナンバーで「東京都清掃事業」と書いてあります。今度収集車両を見かけたら、よく見てください。

そして、清掃局の車両を直営車両、民間会社の車両を雇上車両と呼んでいます。直営車と雇上車の比率を、直雇比率といいます。

ごみは、最終的には埋め立てられますが、この埋め立てのことを最終処分と呼んでいます。

しかし、収集したごみをそのまま埋め立てると、埋立地はすぐに満杯になってしまいます。このため、清掃工場で焼却処理したり、分別ごみ処理センターで減容化処理してから埋め立てます。この処理のことを中間処理と呼んでいます。それでは、本題に入ります。

1 特別区の体制整備

(1) 特別区の受入れ体制

協議案では、特別区が主体となって具体的行動計画を策定し、この計画に基づいて体制を整備することとしています。別に策定された具体的行動計画には、特別区が行う清掃事業の基本的考え方や各区ごとの施設整備計画などが盛り込まれています。

清掃事業の移管により、特別区は、ごみの収集や運搬に使用する直営車を所有することとなり、各区に車庫が必要となります。このため、都の車庫が所在しない区は、移管時までに車庫を整備しなければなりません。

なお、車庫の整備に必要な経費については、都が財政支援するとしています。

(2) 中間処理施設の整備

可燃ごみの全量焼却に向けて、都は清掃工場等の施設整備を進め、特別区において地域処理を図ることができるよう程度の全量焼却体制を整えます。

各区も、自区内処理の実現をめざすため、具体的行動計画の中で都の清掃工場建設計画を継承し、その発展・展開を図ります。

また、清掃工場の新設や建て替えにあたっては、隣接区との支援体制などを勘案しなければなりません。

不燃・粗大ごみについては、移管時までに全量中間処理体制が達成されると見込まれることから、当面移管時の施設で対応します。将来的には、ごみの発生量や既存施設の耐用状況などを見ながら、各区に整備することとしています。

(3) 最終処分場

現在使用している埋立処分場(中央防波堤外側)は、まもなく満杯になってしまいます。このため、現在都は、平成8年度の供用開始に向けて、新海面処分場の整備に取り組んでいます。移管後の廃棄物の最終処分は、この新海面処分場を使用することとなります。

また、将来の最終処分場については、都の支援のもとでの広域的対応を含め、今後検討するとしています。

(4) 資源循環型清掃事業の推進のための体制整備

これからの清掃事業は、資源循環型に転換していく必要があります。都は、ごみの発生抑制や再利用の施策、特に事業系ごみの減量化を積極的に進めます。

各区は、現行のリサイクル推進計画に基づく施策や資源化関連施設の整備を着実に進めるとも

に、清掃事業の移管を見据えた計画の見直しを行い、それに要する施設の整備に努めます。

2 施設や財源等の取扱い

清掃事務所、清掃事業所、清掃工場、不燃ごみ及びし尿の中継施設、都のリサイクルセンターは所在区に移管されます。

収集・運搬車両は、直雇比率が同率になるよう配分されます。

不燃ごみと粗大ごみの中間処理施設、整備予定のし尿の下水道投入施設は、特別区が新たに設置する「一部事務組合」に帰属します。新海面処分場は都が管理します。

都が移管前に着工し移管時に完成に至らない施

設は、原則として特別区に移管し、特別区が引き続き整備します。また、移管後に着工するものは、各区の責任で整備します。

各区が整備する施設等の財源は、新しい財政調整制度の枠組みを検討する中で対応していくこととしています。

清掃事業移管のポイント⑥

清掃事業の移管(3)

平成7年6月 No. 63

今回から3回にわたって、特別区における清掃事業の運営形態について解説します。

清掃事業の移管後、特別区は、自区内処理の原則に基づき、一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分について一貫して責任を負うこととなります。

しかし、現在、都が23区トータルで事業を実施していることから、直営車両の車庫や清掃工場等の清掃関連施設が、すべての区に所在しているわけではないことはご存じのとおりです。

各特別区は、昨年策定した「具体的行動計画」に基づき、必要な体制整備を進めることとしてい

ますが、平成12年4月の移管時点で自区内処理の原則が完全に実現するわけではありません。

1 移管後の清掃事業の役割分担

移管後すぐには、自区内処理が実現しないとすると、経過的に各区の事業運営をフォローするとともに、必要な調整を行う仕組みが必要となります。

協議案では、不燃・粗大ごみの中間処理は「清掃一部事務組合」で共同処理することとし、各区間・都区間の調整については23区が「清掃協議会」を設置して行うこととしています。

移管後の清掃事業は、各特別区、清掃一部事務組合、清掃協議会で役割を分担し、実施することになります。

2 各特別区における運営形態

協議案によれば、移管後の清掃事業の運営形態は図のようになります。

一般廃棄物処理の流れのうち、清掃一部事務組合が行うものを除いた、各特別区の事業運営のあらましは、次のとおりです。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

各特別区は、自区内から出る家庭ごみ・事業系



共に作業する直営車両（手前）と雇上車両

ごみの処理について策定した「一般廃棄物処理計画」に基づき、収集・運搬を行います。

(2) 可燃ごみの中間処理

可燃ごみの中間処理、つまり燃えるごみの焼却についても自区内処理を原則としますが、移管時に清掃工場が未整備の区のごみをどうするかが問題となります。これをフォローする仕組みとして、協議案では「地域処理方式」をあげています。

地域処理方式とは、事業移管時に清掃工場の未整備の区が、工場処理能力に余裕のある隣接区等と委託処理協定を結びごみを処理するシステムです。

また、清掃工場の突発的事故や設備の定期点検等に対処するため、各区間の協力体制をつくっておく必要があります。

(3) 最終処分

現在の中央防波堤外側埋立処分場は、もう間もなく満杯になってしまいます。現在、都は次の処分場となる新海面処分場の平成8年中の供用開始をめざしています。

移管後特別区は、都が設置管理する新海面処分場を使用してごみの埋立処分を行い、ごみの発生量等に応じた一定の経費を負担することとしています。

新海面処分場の寿命は15年から20年程度と見込まれており、各特別区は、処分場の延命化のためにも、ごみの減量・リサイクルを促進していかねばなりません。

清掃事業移管のポイント⑦

清掃事業の移管(4)

平成7年7月 No. 64

各特別区が、移管後の清掃事業を円滑に実施するためには、各区の事業運営をフォローする役割を担う「清掃一部事務組合」や各区間、都区間の必要な調整を行う「清掃協議会」の設置が必要であることは前回説明しました。

今回は、清掃一部事務組合の設置の意義やその事業内容について解説します。

1 清掃一部事務組合とは

清掃一部事務組合は、事業の移管後に、不燃・

粗大ごみの中間処理やし尿の処分などの事務を23区共同で処理する目的で設置するものです。法的な性格は、地方自治法第284条第2項に基づいて設置する「一部事務組合」ということになります。

2 清掃一部事務組合による共同処理

協議案で清掃一部事務組合の共同処理の対象とされている事務は、①不燃・粗大ごみの中間処理及び②し尿の処分です。

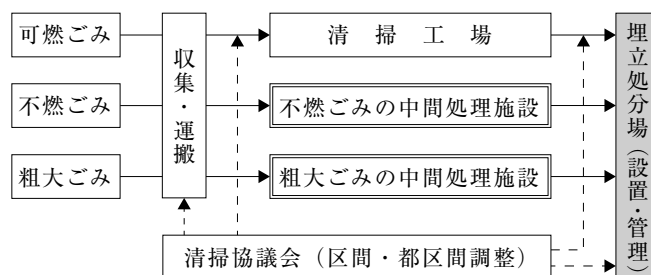
(1) 不燃・粗大ごみの中間処理

以下、それぞれの事務について説明しましょう。
不燃・粗大ごみは、埋立処分場の有効利用、延命化の観点から、中間処理施設においてできる限りの減容化、資源化を行う必要があります。

不燃ごみは、現在、分別ごみ処理センター及び大田第二清掃工場の2施設で中間処理しています。都は、移管時までに、新たに2施設を建設し、全量中間処理体制を整備することとしています。

一方、粗大ごみは、中央防波堤埋立処分場内に

移管後の清掃事業の運営形態



(注) 一重線は各特別区、二重線は一部事務組合、網かけは東京都。

設置している粗大ごみ破砕処理施設で、23区の粗大ごみの全量を破砕処理しています。

不燃・粗大ごみの中間処理施設の数是非常に少なく（現在3施設）、所在地も偏在しています。自区内処理の原則が実現するまでの経過的な対応の必要性という点では、可燃ごみの中間処理と同様ですが、現在の施設設置の状況では「地域処理方式」をとることは困難です。当分の間、一部事務組合による「集中処理方式」をとらざるをえません。

このため、協議案では不燃・粗大ごみの中間処

理は、清掃一部事務組合を設置して行うこととしているのです。

(2) し尿の処分

し尿の処理量は、下水道の普及に伴い年々減少し、昭和60年度には18万余あった23区内のくみ取り戸数が、平成6年4月現在では約3万4000戸となっています。

現在、し尿は、肥料等の用途で農地還元されるごく一部を除いて、ほぼ全量を海洋投入処分しています。海洋投入処分とは、し尿を船舶で運搬し、法律に定める海域に投入することを行います。

しかし、環境保護の観点からし尿の海洋投入処分の継続には問題があり、早期に下水道投入方式への切り換えを行わなければならない状況です。都は移管時までに、し尿の下水道投入処理施設を建設することとしています。

事業移管後、23区は下水道投入施設を共同で使用する事となるため、協議案では、し尿の処分についても清掃一部事務組合による共同処理を行うこととしているのです。

清掃事業移管のポイント⑧

清掃事業の移管(5)

平成7年8月 No. 65

今回は、前回説明しました「清掃一部事務組合（仮称）」に引き続き、移管に伴い新たに設置が必要とされる「清掃協議会（仮称）」について解説することにしましょう。

● 清掃協議会とは

清掃協議会は、移管後の清掃事業を適切、円滑に運営するため、各特別区に共通して必要とされる区間・都区間の調整を担当する機関として設置するものです。

清掃協議会は、「清掃一部事務組合」と同様、23区が共同で設置する機関ですが、その性格は各区の自治権が最大限生かされるものであるとの主旨から、協議案では、地方自治法第252条の2に基づく「協議会」と位置づけています。すなわ

ち清掃協議会は、独立した法人格をもつものではなく、23区の共同の執務組織というべきものです。「協議会」という言葉からは、『区政会館だより』を編集している「特別区協議会」や都区財政調整の場等で登場する「都区協議会」などが思い浮かびます。これらと「清掃協議会」とでは、組織間の連絡調整の役割を持つという点では共通した性質を有しているといえますが、法的な位置づけや権能がそれぞれ異なっています。

ちなみに、特別区協議会は、民法第34条に基づく公益法人（財団法人）であり、都区協議会は、地方自治法第282条の規定により法律上必置とされているもので、都及び特別区の諮問機関的な性格をもっています。

(1) 協議会の調整事項

協議案は、清掃協議会が各特別区に共通する主な調整事項として、次のものをあげています。

◇各特別区の一般廃棄物処理計画の調整

◇可燃ごみの地域処理に関する調整

◇し尿の収集・運搬に関する調整

◇雇上車両関係の事務

◇将来計画に関する調整

◇その他事業執行に関する調整

◇都区間の調整

これらのうち、特に重要な調整事項である「可燃ごみの地域処理に関する調整」について、次に詳しく解説することにしましょう。

(2) 地域処理に関する調整

可燃ごみの焼却は自区内処理を原則としていま

すが、各特別区が自区内処理の実現にいたるまでの経過的対応として、事業の移管時に清掃工場が未整備の区は工場処理能力に余裕のある隣接区等と委託処理協定を結び、ごみを処理することとしています。これを「地域処理」といいます。

地域処理を行うにあたっては、まず関係区間で処理協定を結びますが、清掃協議会はそのために

必要な調整を行います。

また、清掃工場の保守点検や突発的な事故等の場合のごみの搬入先の調整をどのように行うかなどについては、清掃協議会であらかじめできる限りのルール化を行い、可燃ごみの焼却処理が円滑に行われるようにし、さらに予測し難い事態が発生したときの緊急調整についても、清掃協議会が

必要な調整を行います。

こうした役割を担うことから、清掃協議会は、23区内の全ての清掃工場の稼働状況を常に把握し、緊急事態の発生や各区からの搬入先調整等の問い合わせに適宜対応できるように態勢も整えます。

清掃事業移管のポイント⑨

清掃事業の移管(6)

平成7年9月 No. 66

4月号から、「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」の『清掃事業の移管に係る部分』を紹介してきましたが、今回はその締めくくりとして、し尿の処理について説明します。

清掃事業といいますが、ごみ処理がクローズアップされがちですが、現在都が行っている「し尿」の処理も清掃事業の一つとして特別区に移管されることになります。

1 し尿の処理

し尿の処理量は、下水道普及率がおおむね100%(平成6年度末)を達成したこともあり年々減少してきています。

しかし、工事現場や各種イベントの仮設トイレがあることや、下水処理区域にあっても水洗化されない便所があるため、し尿の収集体制がなくなるわけではありません。

し尿は、現在①下水道②浄化槽③くみ取り等で処理されています。ここでは、都が実施している

くみ取り便所のし尿処理について紹介します。

23区内でくみ取り便所を使用している世帯は、約3万4000戸(平成6年4月現在)。都(清掃事務所)では一世帯あたり原則月2回、日曜日や年末年始を除き、し尿の収集を無料で行っています。作業は通常、便槽から小型吸上車(バキューム車)等で直接吸い上げて収集しています。

このように収集されたし尿は、くみ取り現場から船舶積替施設に陸上輸送されます。収集地域から船舶積替施設まで距離がある場合には、陸上中継所を経由して、そこから輸送専門の大型吸上車で搬入します。

船舶積替施設に持ち込まれたし尿は、ごく一部が肥料として農地に還元され、し渣(収集したし尿に混じっていた布・木片等)は焼却・埋立されます。そして、残ったものが東京港13号地へ船舶輸送され、そこで海洋

投入船に積み替えられ、陸地から50海里以遠への海洋投入によって処分されます。

2 移管後の処理形態

こうしたし尿の収集・運搬は、移管後も特別区が現行の運営形態を引き継いで実施することになっています。ただし、全ての清掃事務所で行っているわけではないので、移管後は区によって収集体制の有無が生じてしまいます。

このため、受付事務等は各区で行い、収集体制を保有していない区は保有している区に収集を委

下水道普及率とくみ取り便所戸数

区名	下水道普及率 %	くみ取り 便所戸数 戸
千代田	100	1
中央区	100	15
港区	99	18
新宿区	100	63
文京区	100	3
台東区	100	1
墨田区	100	67
江川区	97	133
品川区	97	335
目黒区	100	185
大田区	98	2,075
世田谷区	97	3,429
渋谷区	100	52
中野区	100	97
杉並区	99	367
豊島区	100	53
北区	100	158
荒川区	100	14
板橋区	100	760
練馬区	98	2,611
足立区	91	9,493
葛飾区	96	7,364
江戸川区	98	6,556
合計(平均)	98	33,860

注1.下水道普及率は、5年度末の人口普及率。
2.くみ取り便所戸数は、6年4月現在の便槽数。
(平成6年度清掃局事業概要)

託することになります。処分については、環境保護の観点から、今後、海洋投入処分から下水道への投入が想定されており、都が建設する下水道投入施設を清掃一部事務組合で管理し、共同処理を行っていくことになります。

清掃事業移管のポイント⑩

今後の課題 (1)



平成7年10月 No. 67

清掃事業は、予算の面においても、清掃工場等の施設という点においても、極めて巨大な事業です。しかも、住民の日々の暮らしと密接に関わっているだけに、移管に際しては少しの混乱もあってはなりません。

都から清掃事業を円滑に引き継ぎ、さらに資源循環型へと発展させていくためには、移管の準備に万全を期すとともに、あらゆる問題に対して周到な対応策を用意する必要があります。

そこで、これから3回にわたり、移管に向けて取り組むべき主な課題について考えてみたいと思います。

今回は直営車の車庫の整備について取り上げます。

1 車庫整備の内容

収集車両には直営車と雇上車の2種類があります。車両については、それぞれの台数の比率を、各区ともおおむね同率となるように配分して移管することになっています。そのため、現在、車庫がない区は、直営車のための車庫を移管までに整備する必要があります。

対象となる13区の所要台数は別表のとおりです。所要台数は、平成6年4月1日現在の各区区内における配車数を23区全体の直営車の比率(24%)で按分し、予備の車両を加えて算出したものです。

2 これまでの経緯

特別区は平成6年4月、特別区制度改革推進委員会に13区で構成する車庫分科会を設置し、車庫整備に関する検討を始めました。分科会では都の車庫施設の現状等をふまえ、自区における整備計画を作成し、後に都区間でまとめた「具体的行動計画」に反映させました。

一方、都では車庫整備財政支援検討部会を設置し、財政支援について検討を進めてきました。

3 財政支援の基本的考え方

車庫整備にあたっては、都が財政支援を行うこととなっています。本年8月1日の区長会で、都から「車庫整備にかかる財政支援の基本的考え方」が示されました。

内容は、標準経費を基準に①車庫施設の建設に

については全額を補助する。②車庫用地については、区の土地開発公社と地方債を活用して購入する。都は平成11年度までに生じる利子について全額補助し、平成12年度以降の地方債の元利償還は、新しい財政調整制度の財源配分に反映させるなど、所要の措置を講ずる、というものです。区長会はこれを了承し、車庫整備は計画の具体化に向け大きく動き出すことになりました。

4 今後の取組

今後13区は、各方面の理解を得ながら、移管までに車庫を整備することになります。

しかし、区には車庫に関するノウハウがないため、実際の建設にあたっては都の技術支援が不可欠です。整備をスムーズに

車庫整備が必要な区と直営車両の所要台数

区名	直営車両 所要台数	区名	直営車両 所要台数
千代田区	18	渋谷区	47
中央区	20	中野区	41
新宿区	18	杉並区	53
文京区	28	北区	37
台東区	33	荒川区	22
墨田区	36	練馬区	62
目黒区	20		

「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」から抜粋

進めるためにも、都区間での支援体制の確立が急がれます。

今後、都は各区のヒヤリング結果を基に、標準経費や標準モデルの検討を行い、財政支援や技術支援の詳細を明らかにすることになっています。こ

れを受け、特別区は平成12年4月の移管に向けて、不退転の決意で取り組んでいくことになります。

清掃事業移管のポイント⑪

今後の課題(2)

平成7年12月 No. 69

特別区が行う清掃事業では、地域特性に応じた施策を積極的に展開するなど、各区の独自性を発揮した取組が重要です。

しかし、移管時においても清掃工場等の中間処理施設のない区が存在することから、経過措置として区間における処理の委託や、施設の共同利用といった対応が必要になります。また、新しい処分場を管理運営する都や関係者との調整のための特別区共同の窓口も必要です。

今回は、こうした特別区が共同で処理する事務について検討すべき課題を紹介します。

1 組織の新設に伴う課題

新たに特別区が共同で設置する「清掃一部事務組合」は、不燃・粗大ごみの中間処理施設とし尿の下水道投入施設を管理運営し、「清掃協議会」では清掃事業の運営に必要な区間・都区間の調整を行います。内容についてはすでにこの欄で紹介したところです。

さて、いずれも特別区の清掃事業運営には不可欠な組織ですが、「協議案」では設置の理由と業

務の大枠を示しているに過ぎません。

したがってこれから移管までの間に、具体的な内容を詰めなければなりません。

「清掃一部事務組合」については、まず対象となる施設がどのように運営されているかを調査・分析し、移管後に予想される業務の内容を洗い出す必要があります。その上で、人員、機構、予算など組織の基盤づくりや、規定の整備、また、使用する帳票類といった細部にまで目を配らなければなりません。

「清掃協議会」については、まず各調整の内容・方法等の具体化が必要です。例えば「可燃ごみの地域処理に関する調整」では、地域処理の考え方や協定のあり方について議論を要します。

また、調整のために必要な情報は何か、そして、そのためのネットワークの構築も忘れてはいけません。このように、共同の組織を実効性の高いものにするため、協議案に示された業務について十分な検討を加えなければなりません。

2 検討の進め方

今回紹介した内容は、組織の設立に伴う課題の一例に過ぎません。他にも雇上車両関係の事務やし尿の収集・運搬に関する調整等、検討すべき課題がたくさんあります。

平成12年4月に清掃事業を実施するためには10年度には一部事務組合や協議会の設立に向けた実務的な準備作業の着手を、また遅くとも9年度末までには、山積する課題の検討を終えていなければなりません。

都でも経験のない、一部事務組合や協議会という組織を活用した清掃事業が円滑に機能するよう、特別区は万全の準備を整えておくことになります。

今回は、清掃事業の受入れにあたって必要となる人材の育成を中心に、今後の課題を解説します。

1 大規模な事業の受入れ

現在、都が行っている清掃事業は、極めて大規模で、かつ複雑です。例えば、平成7年度の清掃事業に要する経費は約2900億円、従事する職員は約1万人。

また、事業執行にあたる清掃局の組織は、本庁部門が7部(室)13課(室)、出先機関が69所にもおよびます。この規模を特別区と比較すると、経費は23区合算した普通会計の約1割、職員数は特別区全職員の1割以上に匹敵します。

このうち、産業廃棄物に関する事務などを除くほとんどの事務が、特別区へ移管されることとなります。皆さんの仕事にも、少なからず影響を与えると考えられます。

2 人材育成の必要性

このような大規模な事業の運営にあたっては、さまざまな専門的知識やノウハウが必要となります。移管にあたっては、現に清掃事業に従事している都の職員が一定の期間派遣され、その後特別区職員へ身分切替えされます。

しかし、都から派遣される職員だけで清掃事業が運営されるわけではありません。当然、特別区の職員も事業運営に携わることとなります。このため、それぞれの特別区は、清掃事業を運営する

上での最低限の知識やノウハウを、移管後の清掃事業の実施に備え保有しておく必要があります。

それでは、必要な知識やノウハウは、移管時までに修得すれば良いのでしょうか。移管までの間、つまり平成12年度までは、清掃事業に関する知識やノウハウは実際に必要としないのでしょうか。清掃局直営のごみ収集車の車庫が無い区は、移管時までに車庫を整備することとなっていますので、これらの区は車庫整備に関する知識等が必要となります。この他の区はどうでしょうか。実は、23全ての区が、清掃事業に関する知識やノウハウを必要としています。なぜなら、平成11年度中には、各区で予算を編成し、条例や規則を制定するなど、実質的な準備作業を終えていなければなりません。移管準備にあたっては、一定の専門的知識やノウハウが必要となるのです。

3 人材育成計画

平成6年度は、第3次行動計画に基づいて、各区1名の職員を清掃局へ派遣し、本庁や出先機関で研修を実施し23区全体で清掃事業の現状を把握しました。

また、平成7年度には、自区内の清掃事業実態の把握を主な目的として、自区内の清掃事務所を中心に研修を実施しています。

また、昨年12月15日の区長会総会において、来年度以降の人材育成計画が決定されました。人材育成計画は基本計画と年度別計画から構成され、

このうち基本計画では、移管準備のための「移管準備担当職員」と即戦力として事業に従事する「直接従事職員」を計画的に育成することとしました。また、年度別計画では、移管準備担当職員を育成することを目的に、平成8年度から、各区2名の職員をそれぞれ2年間清掃局へ派遣し、本庁と出先機関で研修させることとしました。

4 シリーズのまとめ

さて、12回シリーズの「清掃事業移管のポイント」も今回が最終回となります。

移管まで約4年。しかし、実質的な準備作業を考えると残された期間はいくらもありません。清掃事業の円滑な移管に向け、さまざまな準備作業の着実な推進が求められています。そのためには、特別区職員の力が不可欠となっています。職員の皆さん一人ひとりの積極的な参画を期待して、シリーズを終わります。



都区制度改革法案提出見送りか

平成7年5月

No.62

区長会で都見解

「今通常国会での法案提出は

困難と認めざるを得ない」

5月16日開催の区長会総会は、都の大関区市町村連絡担当部長から都区制度改革の現状説明を受けました。

説明の中で、大関担当部長は、「今通常国会での法案提出は困難と認めざるを得ない」と厳しい現状認識を示しました。

都区制度改革は、昨年の暮れに都における労使間の合意が整い、鈴木前知事と遠藤前区長会会長が国に法改正の要請を行い、正式に受理されました。

その後、本年1月に制度改革関連法案は、国の「内閣提出予定法律案調」の中で「検討中のもの」として登録され、今通常国会（6月18日まで）での法律成立に大きな期待が寄せられていました。

しかし、事務ベースで都が得ていた感触では、法案を上程するために解決しなければならない以下の課題が残されていたとのことです。

①物理的な問題

国の法案策定作業に合わせて当初、国からは平成6年9月上旬までに都区間及び労使間の合意案を提出するよう求められていた。しかし、実際は12月21日と大幅に遅れたため、法案を具体化するための作業時間が十分でなかったこと

②法制的な問題

基礎的な地方公共団体として特別区を地方自治法上に規定することや、収集・運搬のみならず全ての清掃事業を移管すること等について、内閣法制局や厚生省との詰めなど調整が残されていたこと

③緊急性の問題

地方分権推進法案が最優先の政治課題とされていた中で、都と区のみに関わり、しかも5年先に施行するという法律案であること

④条件整備の問題

清掃事業の区移管にあたっては、新海面処分場の確保、全量焼却可能な程度の工場の確保及び直営車の車庫整備が前提条件となっているが、これらの条件整備について「確実な見通し」が求められていたこと

このような課題を抱える中で、1月17日の阪神・淡路大震災、さらに3月20日の地下鉄サリン事件など、最優先に緊急対応が求められる事態の発生に、関係省庁の対応能力も極限状態にあると、都は、今通常国会での法案提出が困難な原因を分析しています。

◆区長の対応

制度改革をめぐる環境は、特別区にとって大変厳しいものがありますが、仮に今通常国会で法案提出が見送られたとしても、特別区としては引き

続き粘り強い運動を展開していく必要があります。

都区間の合意に沿って、清掃事業移管の条件整備を着実に進めると同時に、税財政制度等の具体的詰めを行うなど、法案提出のための環境づくりを、不転の覚悟で進めていく必要があるといえます。

なお、都の報告を受けた区長会は、新たな局面に向けた特別区の活動方針案の作成を事務局に下命しました。



区長会で説明する大関部長

「基本的行動方針」を策定

―平成12年の実現に向け、車庫整備など準備行動に着手―

平成7年7月

No.64

6月19日の区長会と議長会で、「特別区制度改革実現に向けた今後の取組について（基本的行動方針）」が了承されました。今回の方針は、先の国会への制度改革関連法案の提出が見送られるなど局面の変化に対し、平成4年策定の「制度改革実現のための活動方針」では時宜に適さないこととなったため、これに替え、新たな行動を起こすべきであるとの考えから策定されたものです。

◆背景◆

区長会と議長会は、これまでも特別区制度改革の実現に向けてさまざまな運動を展開してきました。その成果として、平成6年12月には都知事と区長会長が、自治大臣に法改正の要請を行い、正式に受理されました。これにより特別区制度改革は国政の場合と移され、第132回国会への制度改革関連法案の提出が期待されていきました。

しかし、国会の会期は6月18日に終了し、先の国会での法案の提出は見送られる結果となります。

◆意義◆

方針は、引き続き早期法改正を求める要望活動を行っていくと同時に、平成12年の制度改革実現に向けて、清掃車の車庫整備など事業実施のための条件整備を進めるなど、現在の局面のなかで特別区としてできる法改正のための環境づくりを着

「特別区制度改革実現に向けた今後の取組について（基本的行動方針）」

1 基本的考え方

特別区制度改革は、昨年12月、「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」が自治省に正式に受理され、今や、法改正を待つのみとなっている。しかし、当初都区が期待した第132回国会での法案上程は見送られる結果となった。言うまでもなく、今回の制度改革は、区民とともに長年の努力により築き上げてきた自治権拡充運動の集大成であり、わが国における地方分権の推進と軌を一にするものである。このため、引き続き早期法改正を求めて、粘り強い運動を展開していかなければならない。同時に、平成12年の特別区による清掃事業の実施に向け、具体的準備は1日もゆるがせにできない。特別区は、これまでの都区合意に基づき、都区一丸となった協力体制を築きながら、具体的な準備行動に着手していかなければならない。

以上の基本的考えに立つて、特別区長会、特別区議会議長会は、平成4年に策定した「制度改革実現のための活動方針」を改め、ここに新たな行動方針を定める。

2 行動方針

今後、特別区長会、特別区議会議長会は、区民、議会、行政の連携を図りながら、次に定める事項を柱に全力を傾け取り組んでいくものとする。

(1) 法改正の早期実現

都、関係省庁、国会議員等に対してあらゆる機会をとらえ、関連法案の早期成立を実現するよう働きかける。

(2) 条件整備の着実な推進

① 移管の条件となっている直営車の車庫整備計画の具体化に着手するとともに、「清掃事業の特別区への移管に向けた具体的行動計画（都区制度改革推進委員会＜清掃事業検討会＞平成6年10月策定）」に基づき諸計画を着実に実行する。

② 都の役割となっている「中間処理施設及び最終処分場の整備」並びに「直営車の車庫整備にかかる財政支援」については、その確実な実行を求めていく。

(3) 都区間及び区相互間の検討促進

移管事務事業等の受入れや税財政制度の改革等については、早急に具体化のための検討を進める。

3 行動にあたって

(1) 特別区長会、特別区議会議長会は、情勢に応じ、この行動方針の主旨に沿って適時、適切にそれぞれ「行動計画」を定めて取り組むものとする。

(2) 各区は、この行動方針によるほか、それぞれ主体的に計画を定め積極的な行動を展開するものとする。

(3) 制度改革の実現には区民の強い支持が不可欠である。行動にあたっては、区民との緊密な連携を図りながら取り組んでいくものとする。

実に行っていくことに主眼を置いた内容となっています。

◆今後の取組◆

区長会、議長会は、新たな方針のもと、法改正の早期実現に向け、各方面へ働きかけるとともに、清掃事業実施のための条件整備や移管事務事業の受入れのための検討等積極的な行動を展開することとしています。

各区においても、この方針によるほか、平成12年から各区が行うことになる清掃事業等をスムーズに継承するため、主体的に行動することが求められています。

また、さらに具体的な「行動計画」の策定については、特別区制度改革推進委員会に下命されて

おりますが、現在、参院選後の国政の状況等を見極めながら、準備を進めています。

都知事 都区制度改革の実現に強い意欲

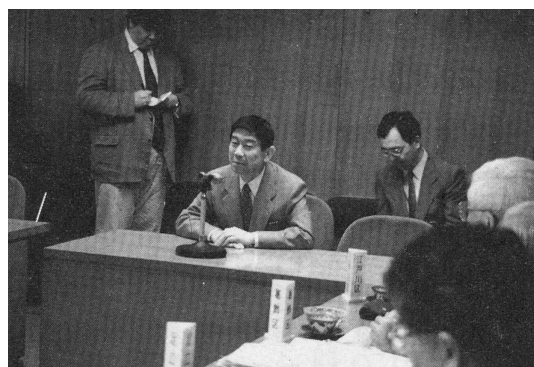
6月19日、青島知事が就任後初めて、区長会、議長会を訪れて挨拶をしました。なかでも、都区制度改革の実現については、「地方分権を推進すべき」とする知事の信条に合致するものであり、積極的に取り組んでいくとの力強い挨拶がありました。

区長会正副会長 自治大臣を表敬訪問

このたびの組閣で区議・都議の経験を有する東京23区選出の自治大臣が誕生しました。

特別区長会の正副会長は、8月22日、深谷新自治大臣を表敬訪問し、平成12年に実施される特別区制度改革について、区は着実に準備を進めていることを伝え、次期通常国会での法案上程への理解とご尽力をお願いしました。

大臣からは、「私は推進派である。いろいろな問題点があるようだが、よく検討して報告するよう事務方に下命しているところである」旨の発言がありました。



区長会で挨拶する青島知事
この後議長会でも挨拶（6/19）

平成7年8月

No.65

「推進」から「実施準備」へ

平成7年8月

No.65

区長会は、8月10日の定例会で、平成4年11月に設置した「特別区制度改革推進本部」を廃止し、新たに「特別区制度改革実施準備本部」を設置しました。

この改編は、平成12年度の制度改革実施に向け、特別区が一体となって準備を進めていく体制を整えると同時に、6月に策定された「基本的行動方

針」に基づき、清掃車の車庫整備等の準備を着実に進めるという特別区の姿勢を内外に示したものです。

なお、本部の改編に併せ下部機関についても同様の改編が行われました。

貴重な体験！清掃局派遣研修生が収集作業

平成7年9月

No.66

各区から清掃局に派遣されている研修生が8月30、31日の2日間、ごみの収集作業を体験しました。これは清掃事業の知識を深めてもらうことを目的に、安全作業等の講義と共に研修として清掃局が実施したもので、体験を希望した14名は本所、品川、中野、板橋西の各清掃事務所に分かれ、平常と同じ業務内容で収集作業を行いました。

作業の感想を研修生は「2日目は前日の疲労が残りきったが、良い経験であった」「作業の計画や安全対策などを考える上で有意義」などと語り、平成12年の移管に向けて調査・研究する上での貴重な体験となったようでした。



両国駅前で収集作業を行う研修生（手前）

国・都・区三者の「都区制度改革連絡調整会議」を設置

平成7年11月

No.68

11月17日、自治省は、都区制度改革を担当する都及び特別区の関係者を構成員とする「都区制度改革連絡調整会議」を設置し、同日、第1回の会議が開催されました。

深谷自治大臣の呼びかけによる設置

この会議は、都区制度改革についての実務レベルの課題整理の場として、深谷自治大臣の呼びかけにより設置されたものです。

制度改革は、昨年の12月、都区制度改革の関連法案改正の要請を国が正式受理したものの、通常国会での法案上程が見送られ、その後、具体的な進展がありませんでした。

しかし、10月19日の参議院地方行政委員会で、「次期通常国会への上程」を求めた統議員の質問に対して、深谷自治大臣は、改革にある課題をクリアするために「共通の場を設けて、一歩でも、二歩でも」進めたい旨答弁されていました。

改革の課題整理が目的

自治省の説明によると、この会の設置目的は、「都区制度改革の推進に必要な課題の整理や関係者間の連絡調整に資するため」とし、今後、基礎的自治体の法制的課題や直営車の車庫整備など清掃事業などについて話し合われることとなります。

また、「この会議は、決定の場ではないが、関

係者間の共通認識の場、或いは情報提供の場」として位置づけられています。

「連絡調整会議」の構成員

構成員は、次のとおりです。

なお、メンバーの構成については国の意向によるものです。

自治省行政局長

松本 英昭

自治省行政担当審議官

井戸 敏三

自治省行政局行政課長

朝日 信夫

東京都副知事

瀬田 悌三郎

東京都総務局長

渡辺 能持

東京都総務局区市町村連絡担当部長

藤堂 義弘

(財)特別区協議会常務理事

小宮 晋六郎

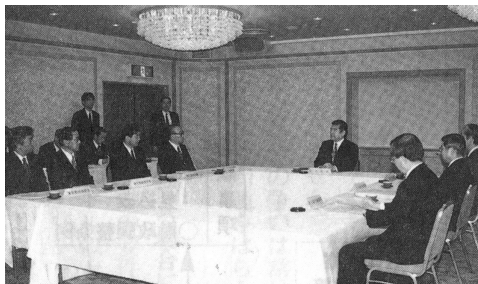
〔敬称略〕

第1回の連絡調整会議開催

11月17日の午後、虎ノ門パストラルで、第1回の会議が開かれました。



会議の冒頭挨拶する深谷自治大臣



連絡調整会議直前の光景

深谷自治大臣挨拶

会議に先立ち、深谷自治大臣からは、次の趣旨の挨拶がありました。

まず、23区が、いつまでも特別な扱いに置かれているのは、「現状にそぐわない」と、特別区の制度改革を進めるべき旨の考えを述べられた後、そのためには、国・都・区が「三者三すくみでは、ことはなかなか達成できない」とされ、三者が「同じテーブルに就いて相談して進められるように」と「連絡調整会議」の設置を指示した経緯を述べられました。

幹事会を設置

「連絡調整会議」は自由な討議の場とするため、非公開とされています。

第1回の会議では、会議設置の主旨や制度改革の沿革等について国と都から説明があったほか、「連絡調整会議」の下に「幹事会」を設置することが決定されました。「幹事会」は、その構成メンバーの選定を含め、早急に開催できるように自治省で調整することとなっています。

また、自由討議のなかでは、課題の整理など、今後の進め方についての意見交換が行われたほか、機会を捉え、区長、区議会議長の意見を聴く

ことなどが確認された模様です。

今後のスケジュール

「連絡調整会議」は、適宜、節目節目に開催し、「幹事会」は、随時開催することとされています。

平成12年の改革実施までに残された期日は、多くはありませんが、深谷自治大臣のリードで「三者検討の場」が実現したことは、早期法改正を求めてきた特別区にとって、大変喜ばしいことといえるでしょう。

青島都知事に清掃事業移管準備への協力・支援を要望「特別区長会」

平成7年11月

No.68



区長会の正副会長及び役員区長は、区長会を代表して、11月10日、青島都知事に面談し、平成12年の清掃事業移管に向けた特別区の準備について、都の積極的な協力・支援を要望しました。

今回の要望の背景としては、①移管後の清掃事業は、地域処理、一部事務組合・協議会方式など、今まで都でも経験したことのない新しいシステムによって事業展開することとなること、②残された準備期間が実質3年程度しかない中で、新しいシステムの構築を含め、万全の準備を整えなければならぬことが挙げられます。このため要望は、清掃事業の経験のない特別区が確実に準備を整えることができるように、事業の運営に関する情報

やノウハウ、人材養成などについて都の積極的な協力・支援を求めた内容となっています。

また、要望に併せ、現在区が取り組んでいるリサイクル事業に影響が予想されている、「容器包装リサイクル法」の一部施行(来年6月)にあたっては、地域に混乱をきたすことのないよう、区側と十分に調整して欲しいこと、また、特別区の財政状況が悪化している中で、都区財政調整における今年度の再算定及び来年度の算定にあたっては、区の財源確保について特段の配慮をされたい旨を請しました。青島知事はこれに対し、都区制度改革を都政の重要課題と認識していることを再度表明したうえで、清掃事業移管準備への協力・



都知事に要望する区長会役員 (11/10)

支援については当然に必要であると考え、各区との連携を緊密にとりながら対応することを約束しました。

また、リサイクルや財政問題についても要請に

対して理解を示し、区側と十分協議する考えを述べました。

都区制度改革連絡調整会議幹事会及び合同会議開催

平成7年12月

No.69

12月4日、国（自治省）、都、区による「都区制度改革連絡調整会議幹事会」が設置・開催されました。この「幹事会」は、先月17日、深谷自治大臣の呼びかけにより実現した「都区制度改革連絡調整会議」において同会議の下に設置することが決められていたものです。

「幹事会」は、「都区制度改革の推進に資する」とした「連絡調整会議」の目的に沿い、より連携を密にするため設置され、改革の推進に必要な課題の整理及び関係者間の連絡調整を行うことを目的としています。

構成員は、「連絡調整会議」と同様自治省と都区制度改革を担当する都及び特別区の実務レベルの関係者（別表）となっています。

また、当日は国、都の清掃事業の担当者がオブザーバーとして参加しました。

当日の幹事会では、今後連絡調整を図るべき課題の確認を行うとともに、年内に「連絡調整会議」との合同会議を開催することが決められました。

合同会議は、12月20日に開催され、大田区長と台東区議会議長が代表として出席し、制度改革に

かける区側の思いを披れきされました。

別表 幹事会の構成員（敬称略）

自治省行政局行政課長	朝 日 信 夫
東京都総務局区市町村連絡担当部長	藤 堂 義 弘
特別区協議会事務事業移管等準備室長 （事務局長事務取扱）	有 田 昌 志
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長	三 本 木 徹
東京都清掃局連絡調整担当部長	江 渡 順 一 郎

「都区制度改革連絡調整会議・幹事会合同会議」開催される

平成8年1月

No.70

昨年の12月20日、虎ノ門パストラルにおいて、都区制度改革連絡調整会議と同幹事会の合同会議が開催されました。

開催趣旨

今回の「合同会議」は、関係者を交えての意見交換を主な目的として開かれました。

区長の代表として西野大田区長、区議会議長の代表として伊藤台東区議会議長が出席し、区側の改革に対する思いや決意を披けしました。

区長、議長の出席は、11月17日の第1回「連絡調整会議」における深谷前自治大臣の冒頭挨拶の中で提案され、今回実現したものです。

また、当日は区長、議長が退席した後、東京清掃労働組合の大久保委員長が関係者として出席しています。

区長・議長の意見表明

会議の内容は、非公開となっていますが、区長会等で次のような報告がありました。

会議では、先ず、伊藤台東区議会議長が発言しました。

議長は、前自治大臣とは古くからの友人であるとして自己紹介したあと、「特別区を基礎的自治体として自治法上に位置づけること」は、昭和27年以来的の自治権拡充運動における悲願であることに付いて熱弁を振るいました。

また、この改革について、東京の全政党、全会派が賛成しているにもかかわらず、法制化に時間がかかり過ぎていることを指摘しました。

そのうえで、自治権拡充のためなら特別区はいかなる努力も惜しまない覚悟であると述べました。

続いて、西野大田区長が発言しました。

区長は、区のリサイクルへの取組を実例に挙げながら、特別区があらゆる課題に積極的に対応できる行政能力を持つ一方で、現行制度上その位置づけが非常に不安定な状態にあることの矛盾を述べました。

そのため、特別区を基礎的自治体とし、他の地域と同様の2層制を確立すべきであると、改革の必要性を力説しました。

また、現在、区はすでに、都の支援・協力を得ながら清掃事業の受入れ準備を進めており、今更、制度改正は後戻りができない状態にあることも強調しました。

自治省も積極的発言

区長、議長の発言を受け、自治省の松本行政局長からは、「自治省は、この制度改革をやるという意向は固めています」「やらないということとは、もう決してありません」等の積極的な発言があったとのこと。

西野区長、伊藤議長の力強い意思表明に対し、自治省のこうした発言があったことは大きな成果

であると同時に、今後特別区としても、清掃事業移管に向けた条件整備など改革のための積極的な行動をとおして、区長、議長の発言を実証していくことがますます重要になったと言えるでしょう。



都区制度改革連絡調整会議・幹事会合同会議 (12/20)

新旧自治大臣を訪問

特別区長会 特別区制度改革を要望

平成8年2月

No.71

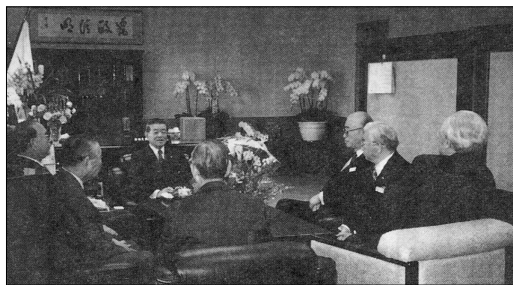
臨時国会開会前日の1月10日、大場区長会会長（世田谷区長）が、新年の挨拶のため深谷前自治大臣を訪問しました。

この際、前大臣は「今後、連絡調整会議を活用して改革を進めて欲しい」、「自分も積極的に協力していく」旨の発言をされました。

また、橋本新内閣組閣直後の1月24日、区長会の役員区長が、倉田新自治大臣を表敬訪問しました。

新大臣は、都区制度改革については「重要な課題として深谷前大臣から引き継ぎを受けた。自分としても都の地方分権として進めていきたい」旨の力強い発言をされました。

新旧大臣の発言は、法改正のための環境整備を進めている特別区にとっては非常に心強いものです。



倉田自治大臣を表敬訪問（1/24）

特別区制度改革 平成7年度の動き（上）

平成8年2月

No.71

12回シリーズで掲載しました「清掃事業移管のポイント」が終わり、8年度からは新たな企画で連載を予定しています。

年度の終わりにのぞみ、今回と次回に分けて、自治省正式受理以降の動きをまとめてみました。

◆国会上程への期待◆

平成6年12月、鈴木前都知事と遠藤前区長会長が野中元自治大臣に直接会見して、「7年通常国会

会での法改正」を要請し、正式に受理されたこととはご承知のとおりです。その後、自治省は異例ともいえる速さで、「第132回国会（常会）内閣提出予定法律案・条例要旨調」に検討中の法律案としてリストアップし、7年1月の定例閣議に付議しました。

特別区長会・議長会も急ぎ「実現決起大会」を開催し、衆参両国会議員に、通常国会での地方自治法改正を要請するなど、平成7年は、大きな

期待の中でスタートしました。しかし、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件など予期せぬ事態が発生し、世情が騒然とする中で、関係省庁の対応能力は、極限状況になり、法案が上程されるような環境ではなかったようです。

東京都は、6月の国会会期終了を控えた5月の定例区長会で、「国の努力を見守っているが、今通常国会での法案提出は困難と認めざるを得ない

状況である」こと、「仮に法案上程が見送られた場合、清掃移管に係る条件整備を着実に進める」など、法案が確実に上程できるような「環境づくりをしていく必要がある」と、今後の対応について報告していました。

◆現状打開に向けて◆

関連法律は、ついに上程されないまま会期が終了し、落胆と焦燥感が漂うなか、区長会と議長会は、6月19日に「特別区制度改革実現に向けた今後の取組について（基本的行動方針）」を作成しました。

方針は、「特別区としてできる法改正のための環境づくりを着実に進める」ととし、車庫整備など清掃事業受入れのための諸準備を積極的に進めることを内外に示しています。

東京都も、8月の定例区長会で「車庫整備にかかる財政支援の基本的考え方」を示し、車庫用地の取得方法や支援の具体的内容が明らかになりました。

こうして区長会は、制度改革をめぐる諸環境と平成12年までの作業日程等を再確認し、「推進本部」を「実施準備本部」に改編するなど、気を取り直し早期法改正に向けて本腰で臨む態勢を整えることとなったのです。

平成7年度 特別区制度改革関係の動き

月日	動 き	備 考
4. 9	都知事選	青島新都知事誕生
5.16	区長会	都経過説明（第132国会・上程困難との認識を示す）
6. 9	区長会、青島新都知事表敬訪問	改革の推進を要望
6.18	第132国会会期終了	
6.19	区長会	都知事来訪、「基本的行動方針」了承
8. 8	村山改造内閣発足	深谷新自治大臣就任
8.22	区長会、深谷新自治大臣表敬訪問	法案上程への理解と尽力を要望
11.10	区長会、都知事要望	清掃事業条件整備への支援・協力を要望
11.17	都区制度改革連絡調整会議 設置・開催（第1回）	設置趣旨・沿革等確認、幹事会の設置の決定
12. 4	都区制度改革連絡調整会議 幹事会開催（第1回）	清掃事業移管等にかかる都区の取組状況
12.20	区長会	都「車庫整備の考え方」を提示。人材育成計画等了承
12.21	都区制度改革連絡調整会議・幹事会 合同会議	西野大田区長、伊藤台東議長出席
12.21	東京都町会連合会、都知事要請	改革の推進を要請
1.10	区長会、深谷大臣新年挨拶	
1.11	橋本新内閣発足	倉田新自治大臣就任
1.24	区長会、倉田新自治大臣表敬訪問	法案上程への理解と尽力を要望

特別区制度改革 平成7年度の動き（下）

平成8年3月

No.72

前回に続き、平成7年度の動きについて、連絡調整会議設置以降を中心にまとめてみました。

◆深谷自治大臣就任◆

第132回通常国会への上程が見送られ、特別区が早期法改正に向けた運動の再構築を模索していた最中、「改革推進派」を自認される深谷衆議院議員が自治大臣に就任されました。

都区関係者は、区議、都議の経歴を持つ自治大臣の誕生により、改革実現へ新たな展望が開かれるのではないかと大きな期待を抱きました。

事実、区長会が表敬訪問した際、深谷大臣は「改革は積極的に推進すべきである」と明言され、加えて、12年の実施に向けた国の法改正作業を、清掃事業移管のための車庫整備等と「並行的に」進めることを約束されました。こうした大臣の発言に都区関係者の期待は大いに高まったのです。

◆連絡調整会議の設置◆

11月17日、大臣の努力により、自治省は「都区制度改革連絡調整会議」を設置しました。

連絡調整会議は「都区制度改革の推進に必要な課題の整理や関係者間の連絡調整に資するため」という目的を掲げ、国（自治省）、東京都、特別区の三者の関係者により構成されるという画期的なものでした。

ともすると動きの鈍かった国が、重い腰を上げ

たのです。

この会議の場を通じて、平成12年の改革実施が確認されるとともに、法令改正の時期は、清掃事業移管のための都区における条件整備の状況によるとの自治省の考え方が初めて明らかになりました。

◆都区の取組◆

こうした動きと前後して、区長会は、11月10日、都知事に対して清掃事業条件整備への支援・協力を要請しました。また、12月には、清掃事業移管に備えた人材育成計画の策定、税財政に関する都区のワーキンググループの設置など法改正に向けた環境整備について区側の本格的な取組が開始されました。

東京都もこれに応えるように「車庫整備の考え方」を明らかにし、また、8月に提示した「車庫整備に対する財政支援」を予算計上するなど、具体的支援を着々と実行したのです。

一方、12月20日に開かれた連絡調整会議・幹事会の合同会議では、西野大田区長、伊藤台東区議会議員が出席し、法改正のための環境整備について積極的な推進を約束するなど、制度改革実現に懸ける特別区の強い決意を示したところでした。

◆来年度に向けて◆

年が明け、橋本新内閣が誕生し、自治大臣に千

葉県議出身の倉田参議院議員が就任しました。1月24日、区長会の表敬訪問の際、新大臣は、「重要課題として深谷前大臣から引き継ぎを受けた。自分としても都の地方分権として進めていきたい」旨の力強い発言をされました。

また、近々連絡調整会議の幹事会を開催するため、現在、日程調整が進められています。

こうして、平成12年の改革実現に向けて、法改正の準備は着々と進んでいます。残された大きな課題は区側の受入れ準備を確実に整えていくことだと言えるのではないのでしょうか。

事務事業移管等準備室は4月1日から「制度改革実施準備室」に名称が変わります。

これは、区長会で設置している「特別区制度改革実施準備本部」の昨年8月の改編に合わせたものです。